

居宅介護支援重要事項説明書

1、事業者

事業者の名称	NPO 法人 すもと共生ネットワーク
法人 所在地	〒656-0051 兵庫県洲本市物部3丁目3番8号
法人種別	NPO 法人
代表者氏名	山崎 一郎
電話番号	0799-25-2534

2、運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対して適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3、概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	共生居宅介護支援事業所
所在地	〒656-0051 兵庫県洲本市物部3丁目3番8号
介護保険指定番号	2871500753
サービス提供地域	洲本市

(2) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営及び業務全般の管理	1名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務	1名
介護支援専門員	常勤及び非常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務	2名

(3) 勤務体制

営業日及び営業時間	午前8時45分～午後5時30分 休日：土・日・祝祭日及び12月29日～1月3日
緊急連絡先	営業間外及び、休日の場合でも、緊急時は電話の転送により24時間連絡の取れる体制を整備。

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	内 容
指定居宅介護支援の提供	①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者、医療機関等の連絡・調整 ③サービス実施状況の把握・評価 ④利用者状態の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力・援助 ⑦介護保険施設等への紹介 ⑧相談業務
要介護認定調査	指定居宅介護支援の業務とは別に、保険者から委託を受けた要介護認定申請者の方の要介護認定調査を行います。

(5) 居宅サービス計画作成の支援について

当事業所では以下の事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービス内容、当該事業所をケアプランに位置づけた理由の説明、利用料金等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ④利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ⑤訪問介護事業所等から伝達された利用者の身体状況、口腔に関する問題、服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑥提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑦居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。

サービス実施の状況の把握、評価について

- ①介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ②上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に

行うこととし、少なくとも月一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、月一回モニタリングの結果を記録します。

③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

(6) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費(I)	介護支援専門員1人あたりの件数が1~39件	要介護1.2	1057単位
		要介護3.4.5	1373単位
居宅介護支援費(II)	介護支援専門員1人あたりの件数が40~59件	要介護1.2	529単位
		要介護3.4.5	686単位
居宅介護支援費(III)	介護支援専門員1人あたりの件数が60件以上	要介護1.2	317単位
		要介護3.4.5	411単位

(7) 加算について

①初回加算 300単位/月

新規として取り扱われる計画を作成した場合

②入院時情報連携加算(I) 200単位/月

病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(II) 100単位/月

病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

イ) 退院・退所加算(I) イ 450単位/月

病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること

ロ) 退院・退所加算(I) ロ 600単位/月

病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること

ハ) 退院・退所加算(II) イ 600単位/月

病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること

二) 退院・退所加算(II) ロ 750単位/月

病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けておりうち一回はカンファレンスによること

ホ) 退院・退所加算(III) 900単位/月

病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており
うち一回はカンファレンスによること

③ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定

④緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月

病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

⑤小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月

利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合

⑥看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月

利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合

⑦特定事業所加算

＜算 定 要 件＞		加算Ⅰ 500 単 位	加算Ⅱ 400 単位	加算Ⅲ 300 単位	加算Ⅳ 125 単位
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること		○	○	
2	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	○			
3	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○		
4	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること			○	
5	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	
6	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	
7	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○			
8	介護支援専門員に対して計画的に研修を実施していること	○	○	○	
9	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	
10	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している	○	○	○	
11	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	○	○	
12	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 40 件以上でない	○	○	○	
13	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○			

14	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	
15	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携回数が 35 回以上であること				○
16	前々年度の三月から前年度の二月迄の間においてターミナルケア加算を 5 回以上算定していること				○
17	特定事業所加算(I)(II)(III) のいずれかを算定していること				○

⑧利用料金及び居宅介護支援費 減算

特定事業所減算

1月につき200単位減算

正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等

(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・福祉用具貸与)

4、秘密の保持

- ①事業者の介護支援専門員その他の従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者および家族の秘密を、正当な事由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を求めない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報はいりません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報はいりません。

5、サービス内容に関する苦情

事業者の介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談や苦情を承ります。

相談窓口（担当者）	共生居宅介護支援事業所（管理者：米田祐子）
受付時間	平日 午前8時45分～午後5時30分 電話：0799-25-2534 FAX：0799-25-2541
＜行政その他の相談窓口＞	
洲本市 健康福祉部 介護福祉課 （洲本市役所内） 洲本市本町3-4-10 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話：0799-22-9333 FAX：0799-26-0552	
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 神戸市中央区三宮町9-1-1081 平日 午前8時45分～午後5時15分 電話：078-332-5617 FAX：078-332-5650	

6、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7、緊急時の対応

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8、主治医および医療関係等の連絡

事業者は利用者の主治医および関係機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為、①②の対応をお願い致します。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時持参する医療保険証、お薬手帳等に当事業者名および担当介護支援専門員がわかるよう、名刺を付ける等の対応をお願い致します。
- ②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業者名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

9、サービス利用に当たっての留意点

従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

<介護支援員の交替について>

- ①事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、利用者に対してサービス利用上、不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- ②利用者及び家族が選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。

10、虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①介護支援専門員は、虐待を発見又は疑わしいと判断した場合、行政へ通報する義務があります。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決対策を整備します。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

11、損害賠償について

当事業者に置いて、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかに

その損害を賠償いたします。

(一般社団法人全国訪問看護事業協会 居宅介護支援事業者総合補償制度 加入)

1 2、裁判管掌

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

1 3、その他

ここに定める重要事項説明書及び運営規程、利用者契約書に記載されていない事項については担当者および管理者又は NPO 法人すもと共生ネットワークの役員と利用者及び家族との十分な協議のうえ決定させていただきます。

居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者に対し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明年月日)

令和 年 月 日

(説明者氏名)

印

住 所： 洲本市物部3丁目3番8号

事業所名： 共生居宅介護支援事業所

NPO 法人すもと共生ネットワーク

理事長 山崎 一郎

私は、事業者から本書面に基づいて重要事項の説明を受け、居宅支援介護サービスの提供の開始に同意しました。

(利用者)

住所：

氏名：

印

(家族及び署名代行者)

住所：

氏名：

印

(利用者との関係：

)